

## 簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示 （建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係る落札者の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本公示に記載の業務は、参加表明及び技術提案（実施方針等）を共通化する3件の業務を対象に、同時に公示し、一括して審査を実施する試行の業務である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて3件の業務が別々に案件登録されているので、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務毎に参加表明書の提出及び入札が必要である。但し、一部の業務にのみ参加を希望する場合は、希望業務のみに参加表明書を提出することもできる。

令和6年3月1日（金）

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局横浜国道事務所長

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 業務番号① R6 横浜国道事務所管内橋梁点検（その1）業務（以下「①業務」という）
- 業務番号② R6 横浜国道事務所管内橋梁点検（その2）業務（以下「②業務」という）
- 業務番号③ R6 横浜国道事務所管内橋梁点検（その3）業務（以下「③業務」という）
- （①業務、②業務、③業務共に電子入札及び電子契約対象案件）

### (2) 業務内容

- ①業務 本業務は、神奈川、保土ヶ谷、金沢国道出張所管内の道路橋について各部材の損傷や変状等の状態を把握し、損傷等に対し必要な措置の特定の為に情報を収集することで、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図る等の橋梁に係る適切な維持管理を行うため点検等を行い、必要な資料を作成するものである。
- ②業務 本業務は、厚木出張所管内の道路橋について各部材の損傷や変状等の状態を把握し、損傷等に対し必要な措置の特定の為に情報を収集することで、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図る等の橋梁に係る適切な維持管理を行うため点検等を行い、必要な資料を作成するものである。
- ③業務 本業務は、神奈川、小田原、湘南出張所管内の道路橋について各部材の損傷や変状等の状態を把握し、損傷等に対し必要な措置の特定の為に情報を収集することで、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図る等の橋梁に係る適切な維持管理を行うため点検等を行い、必要な資料を作成するものである。

- (3) 履行期間 履行期間は、以下のとおり予定している。

令和6年5月（下旬）から令和7年2月28日まで

- (4) i-Construction における「ICTの全面的な活用」の実施について

本業務は、道路トンネル又は橋梁の定期点検において、その目的を達するために、点検支援技術を運用したうえで、当該技術により取得した画像等の情報を、健全性の診断の根拠となる状態の把握に活用、あるいは、変状の記録の効率化もしくは充実を目的として、記録図等の作成を支援するために活用する、点検支援技術活用業務である。

- (5) 電子入札システム

本業務は、資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

## (6) その他

## 1) 参加要件等

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務であり、参加要件等は以下のとおりである。

## ・業務実績

同種業務 : 橋梁点検車にて、高速自動車国道、一般国道、又は都道府県道（政令市を含む）の橋梁点検を行った業務

類似業務 : 高速自動車国道、一般国道、又は都道府県道（政令市を含む）の橋梁点検を行った業務

## 2) 試行に関する事項

入札説明書（共通事項）によるほか、以下のとおりとする。

- ・一括審査方式の導入に関する試行
- ・若手技術者の配置を評価する試行（35歳以下）
- ・国土交通省登録資格との組合せを評価する試行

## 3) 賃上げを実施する企業の評価

本業務は、賃上げの実施をする企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。

## 2. 指名されるために必要な要件

## (1) 入札参加者に要求される資格

## 1) 基本的要件

## ア) 単体企業

a) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

c) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

e) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

## イ) 設計共同体

上記 ア) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月1日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から1.（1）に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

## 2) 資本関係又は人的関係

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書（共通事項）参照）

## (2) 入札参加者を指名するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、企業及び配置予定技術者の実績並びに資格、継続教育取組実績、成績、表彰及び手持ち業務等を勘案するものとする。

## 3. 総合評価に関する事項

## (1) 落札者の決定方法

- 1) 指名された入札参加者は、「価格」及び「予定技術者の経験及び能力」、「実施方針など」をもって入札をし、予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、以下の(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（以下「試行調査」という。）を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」であり、試行調査の詳細は入札説明書によるものとする。
- 3) 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の建設コンサルタント業務等の請負契約の場合については、品質確保の観点から関東地方整備局長が定める品質確保基準価格を設定する。  
品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格と同様に算出するものとし、落札価格が品質確保基準価格を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等（資料の作成、提出、提出資料に関する説明の聴取、及び完了検査時における照査技術者からの照査報告書に関する聴取等）を行うので、協力されたい。
- 4) 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

## (2) 総合評価の方法

- 1) 予定価格が100万円を超える業務の場合は、技術提案書の内容に応じて下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。  
なお、技術評価点の最高点数は60点とする。
  - ① 予定技術者の経験及び能力
  - ② 実施方針など
  - ③ 技術提案の履行確実性
  - ④ 賃上げの実施に関する評価
$$\text{技術評価点} = 60 \times (\text{技術点} / \text{技術点の満点})$$

$$\text{技術点} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{③の評価に基づく履行確実性度}) + (\text{④に係る評価点})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点})$$
- 2) 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。  
$$\text{価格評価点} = \text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$
 なお、価格点は60点とし、価格評価点の最高点数は60点とする。
- 3) 賃上げ評価点の評価方法は、入札説明書による。
- 4) 総合評価は、入札者の申込みに係る上記①、②、③、④により得られた技術評価点と当該入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。
- 5) 詳細は、入札説明書による。

## 4. 入札手続等

## (1) 担当部局（入札説明書の交付場所、参加表明書の提出場所、技術提案書の提出場所）

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎4階

国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 経理課契約指導係

TEL 045-287-3007

電子メール ktr-yokokei@gxb.mlit.go.jp

## (2) 入札説明書の交付期間等

交付期間： 令和6年3月1日（金）から令和6年4月22日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（9時00分から17時00分まで）。ただし最終日は16時00分まで。

交付方法： 電子入札システムにより交付する。但し、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データの交付を行うので、上記（1）に電子メールにて依頼（受付期間は交付期間と同じ）を行うこと。

## (3) 参加表明書の提出期限等

提出期限： 令和6年3月11日（月）15時00分

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。但し、紙入札方式による場合は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、託送又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。ただし、押印省略をしない場合は、電子メールによる提出はできないものとする。）（以下、郵送、託送又は電子メールを「郵送等」という。）により担当部局へ提出のこと。詳細は入札説明書による。

## (4) 技術提案書の提出期限等

提出期限： 令和6年4月1日（月）15時00分

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。但し、紙入札方式による場合は郵送等により担当部局へ提出のこと。詳細は入札説明書による。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。但し、紙入札方式による場合は、紙により関東地方整備局横浜国道事務所経理課に持参又は郵送もしくは託送すること。電子メール、FAXによる提出は認めない。

入札日時： 電子入札システムによる場合の締め切りは令和6年4月22日（月）16時00分まで。

紙入札方式による場合の締め切りは令和6年4月22日（月）17時00分まで。

開札日時： ①業務 令和6年4月23日（火） 10時00分

②業務 令和6年4月23日（火） 10時20分

③業務 令和6年4月23日（火） 10時40分

なお、これらの日時までに令和6年度予算の執行が可能とならない場合には別途連絡する日時とする。

## (6) 落札決定通知

開札後、次の順番で落札決定を通知する。なお、原則として落札決定通知の順番を変更することはない。

1) ①業務

2) ②業務

3) ③業務

## 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - 1) 入札保証金 免除。
  - 2) 契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効  
本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。  
本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。  
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (7) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。
- (8) 参加資格の認定  
本入札の競争参加資格は、2. (1) 1) ア) b) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も 4. (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が指名を受けるためには、指名通知の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。  
なお、2. (1) 1) イ) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者は、指名通知の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。  
但し、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。
- (9) 予定価格が100万円を超える業務の場合、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (10) その他 詳細は入札説明書（共通事項）及び（個別）による。